

『年末調整』とは

はじめに、みなさんは『確定申告』がなんだかわかりますか？

私たち国民には、所得に応じて所得税を国に支払う義務があります。

『確定申告』とは個人が自分で自分の収入や経費、所得や税金の計算をすることで本来はこの『確定申告』を国民全員がしなければなりません。



ではなぜ確定申告をしないで年末調整をする人がいるのでしょうか？

確定申告では1年間の所得税をまとめて支払うこととなり、納税者にとって高額になること、また国で個々の納税者（主にサラリーマンや公務員）に対応しきれないことなどから、会社が納税者の給与から所得税等をまとめて調整する制度が設けられました。

確定申告をする場合、個人事業主（主に自営業と呼ばれます）は、

【売上 - 経費 = 所得】

のように所得を割り出します。

この所得が所得税を算出するための金額となりますので、例えば経費があればあるほど計算の基礎となる所得額は少なくなるということになります。

こうして算出した所得額から所得税を割り出して3月の確定申告時に原則一括納付をします。

一方、給与所得者（主にサラリーマン）は、

【収入 - 給与所得控除 = 所得】

のように所得を割り出します。

個人事業主とは違い経費を特定することが難しいため、給与所得控除として収入に応じて1～3割程度の経費が定められています。

給与所得者の場合、会社が月々の給与から所得税等を計算し天引きしていますが、その金額が必ずしも1年間に納めるべき税額とはならないため、年末に正確な納税額を計算し、それまでに天引きされた所得税等の合計との差額を精算して納税を完結させます。

これが年末調整の仕組みであり、このように納税が完結するので年末調整をする人は原則確定申告をする必要がないのです。



こんなときはどうするの？

Q. 複数で勤務していますが、年末調整はどうすればいいのですか？

A. 年末調整は『給与所得についてのみ、給与所得者が選択した1カ所からの給与』についてしか行うことができないので、年末調整をするときに複数から給与をもらっている人は、給与と複数からの給与を合算して改めて確定申告をしなければなりません。

ただし、年内で転職をした場合、前職の源泉徴収票を取り寄せて、年末調整時に在籍している会社で年末調整をすることは可能です。



『収入』と『所得』の違い

年末調整をする上で、収入と所得という言葉が重要になってきます。
普段は同じような意味で使っているかもしれませんが、この2つは以下のような違いがあります。

収入とは

給与所得者の場合、総支給額から非課税給与（通勤手当）を引いた金額をいいます。
税金や社会保険料などが控除される前の金額のことです。
手取り（通帳に振込まれる金額）ではありません。

【総支給額 - 非課税給与 = 収入】

所得とは

収入から必要経費を差し引いた額です。
サラリーマンの場合は、必要経費を特定することが難しいため、
「給与所得控除」として収入に応じた必要経費が定められており、
収入金額に応じた控除額を差し引いて所得額が算定されます。

【収入 - 給与所得控除 = 所得】

このように、収入と所得には違いがあるのです。
年末調整で行う精算においては収入ではなく、所得にかかる『所得税』の精算なので
ポイントとして覚えておきましょう。



給与所得控除の算出方法

給与等の収入金額の合計額	給与所得控除額
180万以下	収入×40%（65万に満たない場合には65万）
180万超 - 360万以下	収入×30% + 18万円
360万超 - 660万以下	収入×20% + 54万円
660万超 - 1000万以下	収入×10% + 120万円
1000万超	収入×5% + 170万円

(例) 月20万円の収入の場合

収入金額の合計は20万円×12ヶ月 = 240万円

所得は、240万円 - (240万円×30% + 18万円) = 150万円となります。

※『年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表』に金額が算出されています。

下記のURLを参照ください。

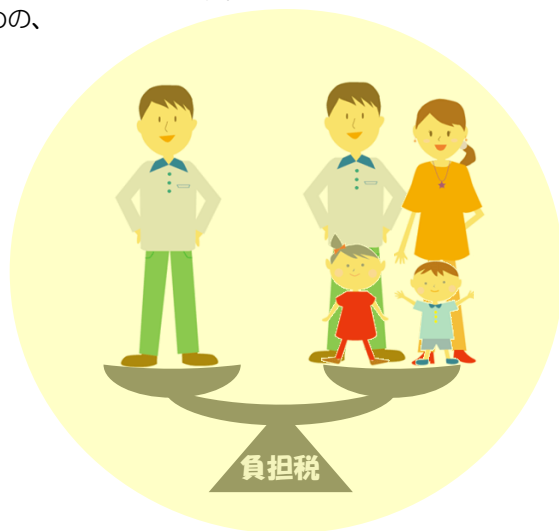
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/nencho2011/pdf/73-81.pdf>

『所得控除』の種類

ではここからは所得税の計算について学んでいきましょう。
 まず、『収入 - 給与所得控除 = 所得』で所得の算出方法がわかったかと思います。
 算出した所得からさらに『所得控除』と総称される控除を差し引くことができます。
 この所得控除を差し引いて残った金額が所得税を算出するための、
 課税対象となる所得額となります。
 【所得 - 所得控除 = 課税対象となる所得額】

★『所得控除』ってなんだろう★

所得控除とは所得税を計算するときに、
 所得から差し引くことができる控除です。
 納税者の生活環境等を考慮して、税負担をなるべく公平に
 するために設けられました。
 大きく分けて、「物的控除」と「人的控除」に分類できます。
 それでは、それぞれどのようなものかみていきましょう。



『物的控除』の種類

控除の種類		控除額	補足
社会保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の保険料 介護保険料 国民年金、厚生年金、船員保険の保険料 国民年金基金の掛金 厚生年金基金の掛金 健康保険、雇用保険の保険料 共済組合の掛金 農業者年金の掛金 その他、国によって公的なものと認められた保険料や掛金 	全額	納税者本人または本人と生計を一とする配偶者やその他親族の負担すべき社会保険料を支払った場合
小規模企業共済等掛金控除	<ul style="list-style-type: none"> 小規模共済法で定められた共済契約掛金 確定拠出年金法で定められた個人年金の掛金 各地方公共団体の条例によって定められた、心身障害者扶養共済制度の掛金 	全額	納税者が支払った場合
生命保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> 対象なる生命保険料 対象となる個人年金保険料 	限度額 5万	対象となる生命保険料や個人年金保険料を納税者が支払った場合
地震保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる地震保険料 	限度額 5万	対象となる地震保険料を納税者が支払った場合



『人的控除』の種類



控除の種類		控除額	補足	
基礎控除		38万	納税者本人	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	38万	年間合計所得額が38万以下	
	老人控除対象配偶者	48万	年間合計所得が38万以下で70歳以上	
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	38万	納税者と生計を一とする ※16歳未満、19歳以上23歳未満を除く	
	特定扶養親族	63万	納税者と生計を一とする ※19歳以上23歳未満に限る	
	老人扶養親族	同居老親等以外	48万	納税者と生計を一とする ※70歳以上
		同居老親等	58万	納税者と生計を一とする ※70歳以上 納税者または配偶者の直系尊属
障害者控除	一般の障害者	27万	本人または控除対象配偶者、扶養親族	
	特別障害者	40万	本人または控除対象配偶者、扶養親族	
	同居特別障害者	75万	控除対象配偶者、扶養親族	
寡婦控除	一般の寡婦	27万	本人が寡婦で扶養親族がいる、または夫が死別か行方不明で所得が500万以下	
	特別の寡婦	35万	本人が寡婦であり、所得が500万以下で子の扶養をしている	
寡夫控除		27万	本人が寡夫であり、所得が500万以下で子の扶養をしている	
勤労学生控除		27万	本人が勤労学生である場合	
配偶者特別控除		3万～38万	年間合計所得が38万超76万未満の配偶者が居る場合	

扶養親族について



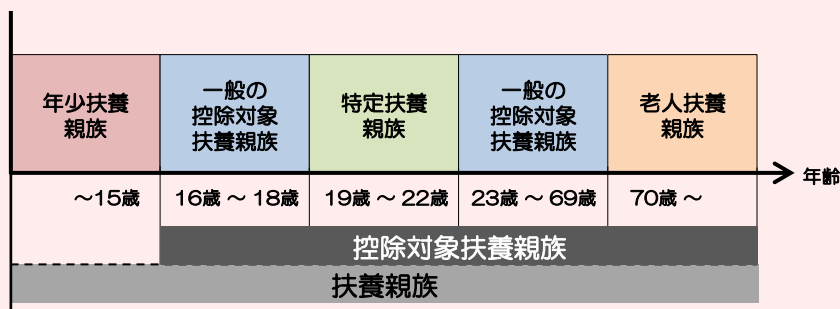
扶養親族は配偶者(婚姻の相手)以外の親族(6親等内の血族及び3親等以内の姻族)をいいます。

血族・・・血のつながりのあるもの

姻族・・・本人または血族の婚姻によってつながる人々

扶養控除を受ける場合には下記図のように年齢に応じて呼び名が変わります。

年齢別の扶養控除



『所得税額』の算出方法

所得から所得控除を差し引くと課税対象となる所得額が算出されます。
この算出された課税対象となる所得額に応じた税率をかけ、所得税額を求めます。
【課税対象となる所得額 × 税率 = 所得税額】

所得税の税率は、現在5%から40%の6段階に区分されており、
下記の速算表を使用します。
※課税対象となる所得額は1,000円未満の端数金額を切り捨てます

所得税の速算表

課税対象となる所得額		税率	控除額
195万円以下		5%	0円
195万円超	330万円以下	10%	97,500円
330万円超	695万円以下	20%	427,500円
695万円超	900万円以下	23%	636,000円
900万円超	1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超		40%	2,796,000円

ex) 課税対象となる所得額が100万円だった場合は、 $1,000,000円 \times 5\% = 50,000円$
課税対象となる所得額が1500万円だった場合は、 $15,000,000円 \times 33\% - 1,536,000円 = 3,414,000円$



◇注意◇

課税するのはあくまでも所得額です!
収入が高いから納税額が高額になるわけではなく、所得額が高いと納税額が高くなるということを覚えておきましょう!!

『税額控除』を知っておこう

さて、所得税額の算出方法がわかったので、本来の納税額が確定したのですが、、、
最後にもうひとつ控除できるものがあります。

『税額控除』と呼ばれるもので、算出した所得税額から一定金額を控除することができます。
種類は以下のようなものがあります。

【税額控除の種類】

- 配当控除
- 外国税額控除
- 政党等寄附金特別控除
- 住宅借入金等特別控除
- 住宅耐震改修特別控除
- 住宅特定改修特別税額控除
- 認定長期優良住宅新築等特別税額控除

これらほとんどが確定申告になりますが、
住宅借入金等特別控除に関しては年末調整で申告することが可能になります。

今までに出てきた給与所得控除や所得控除と違い、所得税額から直に差し引く金額となるので
控除する、しないでは大きな差となりますね。この違いを知っておきましょう!!

住宅借入金等特別控除とは

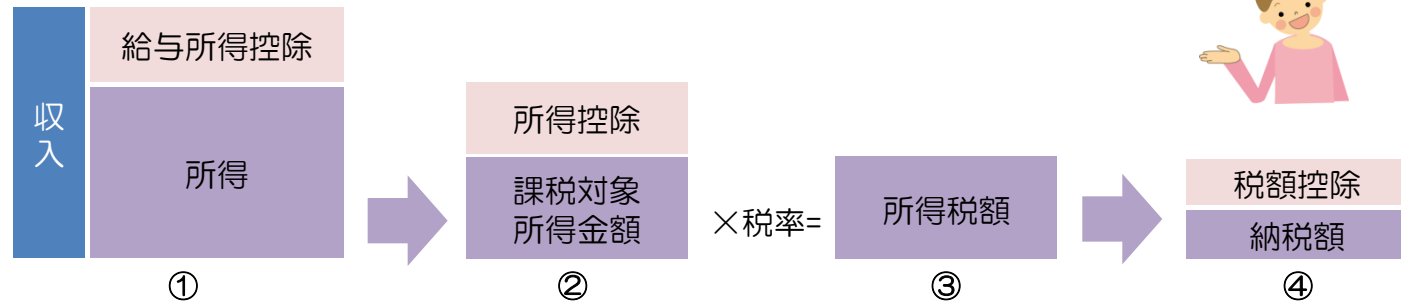
居住者が住宅ローン等を利用して、マイホームの新築や購入をした場合で、一定の要件に当てはまるとき、その借入金等の年末残高の合計額等を基として計算した金額を住居のその住宅を居住の用に供した年以後の各年分の所得税額から控除するという特例です。

ただし、初年度においては確定申告のみの申告となり、
年末調整では2年目以降から申告が可能となります。



算出方法のまとめと例題

計算方法のまとめ



① 所得金額の計算

【収入金額 - 給与所得控除 = 所得】

② 課税対象となる所得金額の計算

【所得 - 所得控除 = 課税対象となる所得金額】

③ 所得税額の計算

【課税対象となる所得金額 × 税率 = 所得税額】

④ 納税額の計算

【所得税額 - 税額控除 = 納税額】

※税額控除がなければ③の所得税額が納税額になります

【例題】 計算基礎となる所得額を求めてみよう! ~バツイチ 座苦勞さんの場合~

【彼の事情】

今年の3/31に奥さんと離婚、7月には同居していた71歳のお母さんが他界してしまいました。
現在バツイチで子育てをしています。

【12/31時点の状況】

職業：会社員

年収：6,000,000円

【内訳】収入 50万/月×12ヶ月 ※非課税給与はないものとします

社会保険料：797,340円

【内訳】健康保険料 23,300円/月×12ヶ月
厚生年金保険料 40,145円/月×12ヶ月
雇用保険 3,000円/月×12ヶ月

扶養配偶者：なし

扶養親族： 母 71歳 同居（7月死去）
長男 19歳（学生）同居
長女 16歳（学生）同居・特別障害あり
次女 10歳（学生）別居



【該当する所得控除項目】

- ◆基礎控除
- ◆扶養控除（特定扶養、一般扶養、老人扶養親族）
- ◆障害者控除
- ◆寡夫控除
- ◆社会保険料控除

① 所得金額の計算 【収入金額 - 給与所得控除 = 所得】

↓ ↓
6,000,000円 - 1,740,000円 = **4,260,000円**

② 課税対象となる所得金額の計算 【所得 - 所得控除 = 課税対象となる所得金額】

↓ ↓
380,000円
1,590,000円
4,260,000円 - 750,000円 = 4,260,000円 1000円未満切り捨て → **4,260,000円**
270,000円
797,340円

③ 所得税額の計算 【課税対象となる所得金額 × 税率 = 所得税額】

↓ ↓
4,260,000円 × 5% = **213,000円**

座苦勞さんは税額控除がないので、上記が納税額となります。